

## 【正誤表】

『中小企業をめぐる法人税務』の本文中に以下の誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

訂正箇所	正	誤
7頁 2. の1 行目～2 行目	資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の一定の法人については、次の特例措置の適用対象となります	資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の一定の法人のうち <u>常時使用する従業員の数</u> が1,000人以下の法人については、次の特例措置の適用対象となります
61頁 2. (1)イ の2行目 ～3行目	(削除)	…… <u>A社において常時使用する従業員の数は、100人です。</u>
61頁 2. (1)ロ の1行目 ～2行目	A社は、資本金が1億円以下ですが、	A社は、資本金が1億円以下で、 <u>常時使用する従業員の数</u> 1,000人以下ですが、
62頁 2. (2)イ の3行目 ～4行目	(削除)	…… <u>A社において常時使用する従業員の数は、100人です。</u>
62頁 2. (2)ロ の1行目 ～2行目	A社は、資本金が1億円以下ですが、	A社は、資本金が1億円以下で、 <u>常時使用する従業員の数</u> 1,000人以下ですが、